令和８年（フ）第１２号
徳島県阿南市見能林町貞成18番地１　フィカス・アルテシーマ１号室
債務者　鈴江　礼香
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第２１号
徳島県阿南市那賀川町赤池139番地１　イータウン那賀川Ⅰ・Ⅱ　101号室
債務者　笠井ふみよ
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第２７０号
佐賀市高木瀬町大字東高木1170番地　ケアポート晴寿、前住所佐賀市大和町大字久池井953番地　アップルアパート２棟２号
債務者　生野　忠治
１　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２８４号
佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2184番地２　県営住宅Ａ311
債務者　山口　弘幸
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１６号
栃木県小山市駅南町５丁目17番17号　グランオーシャンⅢ番館101号
債務者　山田　智寿
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第１２５号
栃木県栃木市大平町西水代2905番地７
債務者　金子眞喜子
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第４３号
岐阜県加茂郡坂祝町酒倉2250番地１　ラインハイツ101
債務者　渡邉　昌英
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第２４２号
佐賀県小城市小城町畑田2699番地10
債務者　田中ひとみ
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５５号
佐賀市西与賀町大字高太郎185番地11
債務者　古賀奈津子
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９９号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和28番地３　コーポバロン102号、前住所佐賀県武雄市武雄町大字永島13741番地１　レオパレスＴａｋｅｏ104号
債務者　吉武つよし
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１０５号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10822番地
債務者　早川　忠知
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第５８号
熊本県八代市植柳下町1198番地４（２）レストハイツ、異動前住所熊本県八代市日奈久浜町134番地
債務者　水田　尚之
１　決定年月日時　令和８年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２８９号
千葉県印西市内野一丁目11番地８棟502号
債務者　横田　康晴
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２７号
岐阜県加茂郡七宗町川並716番地１、前住所岐阜県加茂郡七宗町川並727番地１
債務者　井戸　智幸
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第９２８号
京都府長岡京市天神４丁目３番24号　長岡コーポ　203
債務者　石井　政彦
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９７７号
京都市中京区壬生相合町８番地６　スカイノブレ京都四条大宮　604
債務者　樋口　菊江
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０３２号
京都市伏見区三栖向町759番地　ハイム藤久Ⅱ　106号
債務者　西成　　宏
１　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係